

介護保険課からのお知らせ

山口市介護保険事業につきましては、平素から格別の御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和2年3月10日(火)に開催を予定しておりました居宅介護支援事業部会 第6定期部会が中止になったことにより、下記のとおり介護保険課からの配布物を送付いたします。御確認をお願いいたします。

- ①令和元年度 第6回山口市居宅介護支援事業部会資料
- ②令和2(2020)年度要介護認定申請受付開始日及び区分変更申請提出日
- ③介護保険負担限度額認定について(お知らせ)
- ④「訪問介護員による散歩の同行」の取扱い

また、市内転居された方の負担割合証の取り扱いについて以下のように変更いたしますので御確認ください。

【負担割合証】

これまで、市内転居された方は改めて新住所を記載した負担割合証を発行しておりましたが、2月10日から新住所の記載方法を「手書き修正」に変更しました。

介護保険被保険者証と負担限度額認定証と同様の取扱いとなります。いずれの証も住所修正時は、山口市印を訂正印に用いますので、市印があるもののみ有効となります。

利用者の方で、従前住所の被保険者証や負担割合証がございましたら、介護保険課窓口にて住所を書き換えますので、お伝えください。

なお、負担割合に変更がある場合は、あらためて新証を発行いたします。

御不明な点がございましたら、山口市介護保険課まで御連絡ください。

山口市 介護保険課

T E L 083-934-2795

F A X 083-934-2669